

令和2年西東京市教育委員会第11回定例会会議録

- 1 日 時 令和2年11月17日（火）
開会 午後2時00分 閉会 午後2時42分
- 2 場 所 田無第二庁舎4階 会議室
- 3 付議事件 別紙議事日程のとおり
- 4 出席委員 教 育 長 木 村 俊 二
教 育 長 職 務 代 理 者 米 森 修 一
委 員 後 藤 彰
委 員 山 田 章 雄
委 員 服 部 雅 子
委 員 今 井 ゆ み
- 5 出席職員 教 育 部 長 飯 島 伸 一
教 育 部 特 命 担 当 部 長 森 谷 修
教 育 企 画 課 長 掛 谷 崇
教 育 部 主 幹（教 育 企 画 課） 名 古 屋 勇
学 務 課 長 大 谷 健
教 育 指 導 課 長 山 縣 弘 典
統 括 指 導 主 事 荒 木 忍
指 導 主 事 藤 原 央 絵
教 育 支 援 課 長 宮 崎 洋 子
社 会 教 育 課 長 和 田 克 弘
公 民 館 長 高 田 敦 子
図 書 館 長 中 川 恭 一
- 6 事務局 教育企画課長補佐兼企画調整係長 工 藤 興 治
- 7 傍聴人 0人

令和2年西東京市教育委員会第11回定例会議事日程

日 時 令和2年11月17日（火）午後2時から

場 所 田無第二庁舎4階 会議室

- 第 1 会議録署名委員の指名
- 第 2 議案第36号 西東京市立学校職員服務規程の一部改正について
- 第 3 議案第37号 教育財産の取得について（申出）
- 第 4 議案第38号 教育財産の取得について（申出）
- 第 5 報 告 事 項 (1) 西東京市立学校施設使用料の新設について(答申)
(2) 令和元年度公民館事業評価
- 第 6 そ の 他

西東京市教育委員会会議録

令和2年第11回定例会
(11月17日)

午 後 2 時 00 分 開 会

議事の経過

○木村教育長 ただいまから令和2年西東京市教育委員会第11回定例会を開会いたします。

これより直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名委員の指名を行います。本日は米森委員にお願いしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○木村教育長 それでは、本日は米森委員にお願いいたします。

○木村教育長 日程第2 議案第36号 西東京市立学校職員服務規程の一部改正について、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○山縣教育指導課長 議案第36号 西東京市立学校職員服務規程の一部改正について、を説明いたします。

労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律の改正に伴う東京都の例規である東京都立学校職員服務規程の一部改正を受け、西東京市立学校職員服務規程を一部改正する必要があるため、今回の教育委員会定例会に提出するものでございます。

なお、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、服務に関する規程は、服務監督の属する市教育委員会にて定めることとなっていることから、東京都及び西東京市において、それぞれ例規の改正を行うものでございます。

今回の改正につきましては、東京都立学校職員服務規程の中で、新たにパワー・ハラスメントの禁止について規程されたことに伴い、西東京市立学校職員服務規程第9条第2項のパワー・ハラスメントの定義をより具体的な文言に改正するものでございます。

もう1点は、第10条の2の見出しを、都の規程を踏まえ、今回の改正に合わせ文言を整理するものでございます。「セキュリティポリシー」と「シ」に小さい片仮名の「ィ」を、「セキュリティポリシー」ということで、「シ」に棒線の「シー」という形にするものでございます。

1枚おめくりいただきたいと思います。先ほども、今回の新たにパワー・ハラスメントの禁止について規程されたというところでございますが、現行と改正案のところについて説明いたします。

現行は、第9条の2で、「職員は、職務上の地位その他の職場内における優位性を背景に、他の職員又はその職場において職務に従事する者に対し、本来業務の適正な範囲を超えて、人格、尊厳等を侵害する言動を行ってはならない」と、現行ではしておりました。

改正案につきましては、その左側になりますが、第9条の2では、「職員は、職務に関する優越的な関係を背景として行われる、業務上必要かつ相当な範囲を超える言動であって、他の職員に精神的又は身体的な苦痛を与え、当該職員の人格若しくは尊厳を害し、又は当該職員の勤務環境を害することとなるようなものを行ってはならない」というふうにしたものでございます。

御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○木村教育長 説明が終わりました。質疑を受けます。

○米森教育長職務代理者 これまでもパワハラがなかったと思っておりますけれども、具体的に文言上、大分整理されたと思っておりますが、この場合、ほかのケースもそうですけれども、具体的に発生した場合の相談窓口、これだと優越的ですから、上の管理職の方に相談するということがないと思っておりますので、ほかの窓口が必要だと思っております。従来どおりあると思っておりますが、そのことと、それから、中身は非常に認定も難しいかと思うんですが、先生方、これまでも周知されていると思っておりますが、改めてこの辺の周知徹底等はどうかされるのか、お伺いします。

○山縣教育指導課長 相談窓口の件でございますが、各学校には教育指導課長を窓口として、直通の電話を示すポスターを周知してございます。これは職員室にも掲示するように指導しているところでございますが、教育指導課長に気軽に相談できるような環境は、以前から整えているところでございます。また、現在、教育指導課長は男性でございますので、統括指導主事が場合によっては相談の窓口になるということも臨機応変に行っているところでございます。

また、パワー・ハラスメントの防止の徹底についての周知でございますが、毎回の校長会議、副校長会議で周知を図っているところでございます。まずは職員を大切にすること、また、言葉についても、現在あったか先生を推進しておりますので、職員同士も当然ながらあったか先生のスタンスで関わっていくこと、相手がそういうふう感じたときには不快な思いをさせたということにつながるので、未然防止についても、具体的な事例を、サービスニューズレターを活用して、学校に対して指導を行っているところでございます。今後、12月も校長会議がございますので、このことも踏まえながら指導を継続して行っていくところでございます。

以上でございます。

○米森教育長職務代理者 わかりました。

○山田委員 今のことに関連するんですけれども、要するにそういうパワハラは、教育指導課長あるいは統括指導主事のところへいくと。実際そういう訴えがあったときに、それがパワハラなのかどうかを認定するべきなわけですね。それをやる委員会等が多分設置されるのかと思うんですけれども、そこら辺はどういうふうになっているのでしょうか。

○山縣教育指導課長 東京都の教員においては、サービスに関する規程がございまして、それがパワハラに当たるのかどうかという一定の基準が示されているところでございます。これが今、本市ではございませんけれども、そういったパワハラは、東京都市部担当課と連携を図っていく等の対応となっていきます。

○山田委員 そうすると、そういう訴えがあった場合に、都のほうにそういう何がしかの委員会みたいなものが設置されて、そこでその事実関係等について調べたり、調査をしたり、審議をしたりするという理解でよろしいでしょうか。

○山縣教育指導課長 このケースの場合は、パワー・ハラスメントに特設した何か委員会が設

置されるわけではなく、いわゆる服務事故として扱うべきかどうかということも含めて、いわゆる東京都教育委員会の人事部のほうで協議をするという形になります。ただ、こういうことについては、相談があった場合、これは教育部長や教育長とも相談しながら未然にきちっと対象となる管理職あるいは教員、職員に対して注意をしたりとかは当然ながらしていかなきゃいけないんですけれども、相談された方のプライバシーをやっぴり大切にしなければいけませんので、そのあたり、相談された方と連携を図りながら丁寧に対応していくという形になります。

- 山田委員 ちょっとしつこいようで申し訳ないんですけれども、例えば相談した方がいて、場合によっては、課長や主事を疑うわけでもないし、東京都のそういうところを疑うわけでもないけれども、最初から門前払いされるとか、そういうことだって想定はできるわけですよ。そういうことが起こらないように組織的に何か対応するものがないといかんのではないかと思うし、実際にはそういうものが求められて、ほかの組織では作られているんじゃないかと思うんです。それでお聞きしたんですが。
- 山縣教育指導課長 相談の窓口としては、一義的には市教育委員会の教育指導課となっておりますが、窓口自体は広くほかにも設定されてございまして、東京都教育委員会の相談窓口や、メールでの相談窓口がございまして、教職員には周知を図っているところでございます。
- 山田委員 わかりました。ありがとうございます。
- 米森教育長職務代理者 パワハラの関係とか、ハラスメントは多分いろんなところでチャンネルがあるというのはいいことだし、そうしないと、やっぱり今お話したように、完全に解決する格好に持っていけないかなというような気もしますし、さっきの関連で、パワハラかどうかというのは一義的に課長のところでも見なくちゃいけないから、それは東京都に上げるとか上げないとか、判断しなくちゃいけないですよ。そうなるとうごく難しい部分が出てきたりすると思うんです。そういう場合には何か協議体が要るような気がするんですけども、その辺はいかがでしょうか。
- 山縣教育指導課長 特設した委員会というのは特にありませんが、課長職でとして上司に報告・相談しながら対応しているところでございます。また、それぞれの専門となる関係課もございまして、そういったところとも連携を図りながら進めていくという形になります。ただ、今、委員がおっしゃったように、私や統括指導主事の中でとどめるということは、これは絶対あってはいけませんので、上司や関係課に適切に報告や情報提供をして対応していくことは当然のことというふうに考えています。
- 米森教育長職務代理者 よろしくお願ひします。
- 木村教育長 ほかに質疑はございませんか。――質疑を終結します。

これより討論に入ります。――討論を終結します。

これより議案第36号 西東京市立学校職員服務規程の一部改正について、を採決いたします。原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

全員賛成。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

○木村教育長 日程第3 議案第37号 教育財産の取得について（申出）、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○山縣教育指導課長 議案第37号 教育財産の取得について（申出）、提案理由を説明申し上げます。

本議案は、タブレットの購入について、西東京市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条により、議会の議決を得るため、西東京市教育委員会事務委任規則第2条第4号及び第5号により、市長に申し出るものでございます。

内容といたしましては、GIGAスクール構想の実現に向けて、西東京市立小・中学校において、児童・生徒及び教員が使用するタブレット端末を購入するものでございます。購入金額は、1万6,000台の合計で、8億5,179万6,000円でございます。

よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○木村教育長 説明が終わりました。質疑を受けます。

○後藤委員 当たり前のような質問で申し訳ないんですけども、当然教育財産として購入するものですので、まして子どもたちが使用するものですから、ある程度頑丈で扱いやすく、そして丈夫で、また修理もしやすいというような、そんなところも是非考慮して選ばれるとは思いますが、そのあたりはどうでしょうか。

○山縣教育指導課長 そのあたりの安全性につきましては、子どもが使うものですから、一定のトラブルはあるかもしれませんが、それに耐え得るものというふうに認識しているところでございます。

○服部委員 ここで聞くことかどうかもちょっとわからないんですが、低学年から、1年生から持つということで、キーボードがついているということも聞きましたが、仮名の、キーボードの種類というか、低学年用に分かれているとか、あるいは今後ローマ字を早く習うようになるとか、そのような見通しがあるんでしょうか。教えてください。

○荒木統括指導主事 購入するタブレットは、仮名入力もローマ字入力もできるものになっております。先日、先進的に取り組んでいる区の学校を見学してきて、その区では3年前から既に小学1年生から中学3年生まで導入しているの、小学1、2年生の入力をどのようにしているのか聞いてきたところ、ローマ字入力をさせているということでした。ローマ字を教えるから入力するというよりも、こことここを押したら「カ」が入るという、五十音で教えていくと、あっという間に小学1年生も身に付けることができるということをお聞きしましたので、どのように西東京市の子どもたちが身に付けていけるかということは、先進市の取組も見ながらやっていきたいと思っております。

以上でございます。

○服部委員 ありがとうございます。

○木村教育長 ほかに質疑はございませんか。――質疑を終結します。

これより討論に入ります。――討論を終結します。

これより議案第37号 教育財産の取得について（申出）、を採決いたします。原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

全員賛成。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

○木村教育長 日程第4 議案第38号 教育財産の取得について（申出）、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○山縣教育指導課長 議案第38号 教育財産の取得について（申出）、の提案理由を説明申し上げます。

本議案は、充電保管庫及び保管庫の購入について、西東京市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条により、議会の議決を得るため、西東京市教育委員会事務委任規則第2条第5号により、市長に申し出るものでございます。

内容といたしましては、GIGAスクール構想の実現に向けて、西東京市立小学校及び中学校において、児童・生徒及び教員が使用するタブレット端末を保管する充電保管庫及び保管庫を購入するものでございます。購入金額は、充電保管庫140台、保管庫81台の合計で1,506万9,032円でございます。

よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○木村教育長 説明が終わりました。質疑を受けます。

○山田委員 充電保管庫なので、名は体を表すと言いますから、何だかは分かるんですけども、どういう場合にこれを使うのかが、学校に設置するという事で、タブレット自体は生徒たちに配布されるということを考えると、どういうシチュエーションでこれがどういう使われ方をするのかちょっと不明なので、説明をお願いいたします。

○山縣教育指導課長 充電保管庫の整備につきましては、基本タブレットは持ち帰りの運用を想定しているところでございます。特に充電につきましては、充電保管庫の台数から見ても全員を網羅することができないことから、御家庭に一定の御負担をいただきながら、その充実を図っていくということを想定してございます。

1人1台の端末数全てを保管する台数は想定しておりませんので、必要に応じて充電や保管を行うための台数を整備することを想定しているところでございます。

以上でございます。

○山田委員 教員が使っておられるタブレットをそこへ一時的に収納するというのはリーズナブルかなとは思いますが、逆に先生方がお持ち帰りにならなくて、仕事というか、子どもたちに使わせるものを自宅に、働き方改革との関連もあるのかもわからないですけども、持ち帰らないというほうが私にはあまり想定ができないんですけども。

○山縣教育指導課長 持ち帰りにつきましては、教員も学校での職務上のいわゆる業務書類ほかデータ等も含めて家には持ち帰らないということを基本としております。今後、GIGAスクールの構想の実現に向けて、教員が持ち帰って何か教材研究をするようなそういった機会が増えることも想定されますので、セキュリティポリシーの改訂や、モラルの向上も含めて検討していこうと考えているところでございます。

○山田委員 わかりました。ありがとうございます。

○服部委員 一つ前の質問で聞けなかつたかもしれないんですが、データをUSBですとか、CD-ROMですとか、そういうものの機械が多分タブレットには内蔵されてい

ないと思うので、接続するというような場合も学習を進めていく中では起こったりするんですか。

○山縣教育指導課長 このグーグルクロームはデータを一元管理するものですから、いわゆるそのデータを入れたらもうそれがほかの場所で管理されていて、パスワードとIDを入力すればそれが取り出せるという、セキュリティーに長けているので、このグーグルクロームを選んだ理由の一つにもなっております。また、USBを差したりとか、そういうことをしなくても対応できるというシステムになっておりますので、そのあたりはクリアになると考えているところでございます。

○服部委員 ありがとうございます。

○今井委員 タブレットの数と充電器の数が一緒ではないということで、家で充電することを考えたときに、充電する充電器は、一般的なスマホとか携帯とかを充電する充電器が対応するものなんですか。それとも新しく何か特殊な形のものを購入する可能性があるということですか。

○山縣教育指導課長 充電用のケーブルはついております。そのほか詳細につきましては1回持ち帰りまして、このあたりは非常に大切なところかと思っておりますので、後日お答えさせていただきたいと思っております。

○山田委員 これも前のときだったかもしれないんですけども、6年生が卒業するときに内部を全部きれいにしなきゃいけませんよね。それは先生方がやられるんですか。それとも業者等がやってくれるんですか。

○山縣教育指導課長 タブレットの中には、データの的には何も入っていませんので。

○山田委員 そうすると、クラウド上だけにデータが残るんですか。

○山縣教育指導課長 そうです。それで、パスワードとIDを入れればそこから引き出せるという形になりますので、消すという必要はない。

○山田委員 必ず常にオンラインになっていないと使い物にならないんですね。私のタブレットなんかは、中にも保存されるのでオフラインでも使えるんですけども、オフラインではほとんど子どもたちは何もできないというスペックになっているわけですね。

○山縣教育指導課長 そうですね。

○山田委員 わかりました。そうすると、各家庭がWi-Fiのちゃんとした契約、上限のない契約をしていないと大変になってくるわけですね。

○山縣教育指導課長 今、山田委員が懸念されていることについては、GIGAスクールの検討委員会とかでも、部会の中でも検討していきたいというふうに考えています。家庭に持ち帰るということもございますので、今後そのあたりの御協力依頼なども含めて検討していかなくちゃいけない事案だというふうに考えているところでございます。

○木村教育長 ほかに質疑はございませんか。――質疑を終結します。

これより討論に入ります。――討論を終結します。

これより議案第38号 教育財産の取得について（申出）、を採決いたします。原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

全員賛成。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

○木村教育長 日程第5 報告事項に入ります。質疑は後ほど一括して行いたいと存じます。

(1) 西東京市立学校施設使用料の新設について(答申)、の説明をお願いいたします。

○和田社会教育課長 私からは、西東京市立学校施設使用料の新設について(答申)、につきまして報告いたします。

本件につきましては、令和2年7月29日付で、教育長から西東京市手数料等審議会に諮問され、10月5日に答申を得ましたので、報告するものでございます。

答申本文でございますが、中原小学校の施設使用料について、市の基本方針に基づき原価計算を行った上で、施設の特性や他市の状況等を考慮しまして、別紙のと通りの金額設定が妥当であるとの答申をいただきました。

裏面の別紙を御覧ください。

1時間当たりの使用料でございますが、体育館の使用料につきましては、市外在住者等が使用するときは1,000円、市内在住者が使用するときは500円でございます。また、特別教室及び多目的室につきましては、市外在住者等が使用するときは500円、市内在住者が使用するときは100円でございます。

金額につきましては、市内で使用している他の学校施設と同程度の設定となっております。今後、答申を踏まえまして、市長部局と調整してまいりたいと考えております。

報告は以上でございます。

○木村教育長 ありがとうございます。

次に、(2) 令和元年度公民館事業評価、の説明をお願いいたします。

○高田公民館長 私からは、令和元年度西東京市公民館事業評価について報告申し上げます。

平成20年の社会教育法の改正により、同法第32条に、運営の状況に関する評価等の条文が設置されました。これを受けて、西東京市の公民館では、平成22年度から公民館事業評価に関する諮問、答申、検討が行われ、平成27年度から公民館事業評価表を活用した事業評価が開始され、今年度で6年目となります。

表紙をおめくりください。

評価方法でございますが、公民館により評価及び公民館運営審議会による評価の2段階評価で実施しております。評価項目は、(1)として学級・講座を、(2)に施設管理、(3)に窓口業務、(4)に長期的視点での人づくりの4点を大項目として設定し、それぞれの項目ごとに評価内容、実績指標、実績値が示されております。

1次評価は、各分館長及び公民館長がおのおの評価を行ったものを集約し、調整したものを1次評価としております。2次評価は、公民館から評価の視点についての説明の後、公民館運営審議会委員により検討会議を3回実施しております。検討会議では、評価項目に対する実績指標や実績値がわかりづらいので、具体的な事業を例に挙げて、公民館の取組がわかるような評価にしたほうがよいのではという御意見をいただいております。

次に、具体的な評価内容について御説明を申し上げます。

(1) 学級・講座の上から三つ目、プロセス重視の運営でございます。公民館では準備会

や実行委員会、ワークショップなど、市民の主体性を尊重した学習形態を多く取り入れていることから、公民館の1次評価はAといたしました。公民館運営審議会の2次評価では、新たな市民が参加できるような工夫や仕掛けをすべきとしてB評価となっております。

ページをおめくりいただきまして、施設管理ですが、市民の学習支援のための設備、施設設備に努めていることや、地域防災の拠点として全館で防災講座を実施していることなどから、1次、2次ともA評価となっております。

(3) 窓口業務でございます。学習情報の整理に関してはチラシやポスターの掲示、団体情報が閲覧できるファイルなどが整備されており、A評価とされておりますが、一方で、市民ニーズの把握に努める必要があるとして、窓口対応等はB評価となっております。

(4) 長期的視点での人づくりでございます。上から三つ目、市民参加については、若い世代や新たな利用者の参加促進を検討してほしいとしてB評価、四つ目の届ける社会教育においては、公民館がない地域に出かけていって事業実施を期待することからB評価となっております。さらに、その下の公民館だよりについての評価ですが、公民館の1次評価がAであるのに対し、公民館運営審議会の2次評価がCと、異なった評価となっております。

公民館だよりは、昨年度、事務事業評価の対象となり、公民館活動事業費に占める経費の割合が高いことから、行革本部評価では抜本の見直しとされたところでございます。本市の公民館だよりは毎月独立発行、全戸配布となっており、他市で同一レベルの発行を行っているのは1市のみでございます。内容も1面に地域情報を取り上げるなど、公民館に来館できない方に対しても読み応えのある内容を提供していることから、1次評価をAといたしました。これに対して公民館運営審議会の評価は、発行を継続させるための職員体制などが厳しい状況であることや、若い人の紹介や団体活動紹介がなかったことなどからC評価となっております。

なお、公民館事業評価につきましては、昨年4月に出された答申において、長期的計画に基づく評価の実施と評価項目の最適化が求められており、現在、公民館の中期事業計画を検討中でございますので、それに伴い評価項目も改善を図っていく予定でございます。

私からは以上となります。

○木村教育長 ありがとうございます。

説明が終わりました。質疑を受けます。

○山田委員 さっきの公民館だよりのところなんですけれども、評価内容は、「公民館だよりを通して、市民に公民館や地域に関する情報を発信する」となっていて、その達成度でいけば、公民館としては十分達成していると。それに対して運営審議会のほうでは、今後の努力が必要だと。その今後の努力というのは、その発行の体制整備ができていないからだということと、若い人だとか特定の部分に対して欠落しているからだということなんですけれども、評価項目を今後見直していくとおっしゃっていたんですが、そこだけ見れば、評価内容のこの部分に関して言えば、私はこのC評価というのはちょっと問題があるのではないかと。そういう事業評価の対象になって、公民館だよりの事業が縮小してしまうことに対して危機感を抱いた審議会の方々が意見表明をしたいということで、ここにこういう形になったんだとすれば、それは評価そのものをちょっと曲げることになると思うので、評価自体はもう一

度やり直していただいて、もし意見があるなら附帯意見のような別の形で評価とは離れて意見表明をすべきだと思うんですけども、いかがでしょうか。

○高田公民館長 そちらにつきましては、公民館運営審議会でこちらをお出しする前段でも、かなり時間をかけて公運審、公民館との議論も行いました。この評価そのものに関しては、まずそういった思いを届けたいといったところもあるし、それからあとは、公民館だよりそのもののスタッフ会議というものを持っているんですね、編集会議というものを。その中に公民館運営審議会の委員の方も市民の委員として入っていただいているんですけども、内容として、団体の紹介が全く出せなかったとかそういったこと、なかなかその議論が、公民館だよりの編集室の中でもどういふものかという議論がうまく持っていけずに、結論としてこのような形の紙面が、4ページ刷りで発行はしていたんですけども。そういったところも踏まえまして、若い人とか団体紹介が載っていなかったと、内容の部分に関してはやはり落ちたのではないかという、網羅できていないのではないかといったところで、総体的にやはり公運審としてはC評価としてこれを提出したいといったところでしたので、今回このような形で出させていただきます。

○山田委員 わかりました。ありがとうございました。

○米森教育長職務代理者 関連で、やはり私も公民館だよりは中身、公民館だけじゃなくていろいろ紙面はかなり充実していると思っているので、かなり人員がない中で頑張っておられるなという気はします。確かに行革、お金でコスト削減という部分で、そこをできないかというのは一つの要請だと思いますし、人員も増えない、多分これを両方やるというのは、今先生が言われた、非常に至難のわざかなと思うので、公民館を今見ますと、例えばオンラインをやるとか、別の形で何かやれないかなというのを探るのも一つの方法かなと思っています。その今ある中で充実させろというと隘路に突き進むので、ブレークスルーするには何か違う、今せつかくこういう時期でオンラインもやりましょうという時代になっているから、何かそういうのを紙じゃなくてやりましょうとかなんかいうのもありかなと思って、ここは評価ということで一回あるんでしょうけれども、中身としてはちょっと私も厳しいような気がしました。それはそれとして、次の方向を打ち出させていただくと、まだ新しい部分が見えるのかなと思いますので期待しております。よろしくお願ひします。

○木村教育長 施設の使用料の件については特にございませんでしょうか。――質疑を終結します。

○木村教育長 日程第6 その他、を議題といたします。教育委員会全般についての質疑をお受けいたします。

○今井委員 今年度、体育的行事を新しい形で考えていただいて、実施して下さった学校があると思うんですけども、実施してみてどうだったかとか、来年度に向けた考え方など、もしあれば教えてください。

○木村教育長 運動会が中心でいいですか。

○今井委員 はい。

○山縣教育指導課長 私もこの機会に、教育長もたくさんの学校に行かれましたけれども、私

も大体の学校を見に行きました。その中で、PTAと連携しながら3密を避けるための取組や、学年ごと時間を区切ってやっている取組なども見て、私はもともと校長の立場でもあります。こういう工夫がこれからの在り方だと感じました。

それはなぜかと申し上げますと、該当する学校の校長先生や体育主任にもちょっと声をかけたりもしたんですけれども、非常にそれまでの準備とか、あるいは子どもへの指導などについてもゆとりがあるというふうな言葉も幾つかいただいたところでございます。保護者の方も、時間を区切ってということなので、指定された時間に行って見るということであれば、1日の時間の使い方なども、御家庭の中でも工夫ができるのかなというふうにも感じたところでございます。

ただ一方で、今まで運動会がこれまで従前どおりやられていたので、盛り上がり欠けるというような御意見も当然いただいたところなんです。今、今井委員から御指摘があったところは、今後校長会と連携を図りながら今後の取組方を詰めていこうと思っています。新しい生活様式に即した新しい教育課程の編成という視点で、校長先生方と新しい在り方を考えていきたいと思っています。

それと、もう1点は、新型コロナウイルスに対応した働き方改革です。やっぱりこういった機会を捉えて働き方改革をすることによって、子どもたちと向き合う時間をしっかり確保するということなどを念頭に置きながら、行事全体の改善、改革、また教育内容、教育指導に関する改革を進めていくことが大切であると考えています。このタイミングでGIGAスクールがスタートしますので、一層改革が進みますし、授業改善は迫られるわけです。それ以外のものについてももう少し踏み込んで、校長先生方にも、より一層学校改革のリーダーシップを図っていただきたいと考えています。

- 今井委員 行事に関しては、やるかやらないかというその2択ではなくて、やるとしたらどんな形だったらできるんだろうというふうに、大変な状況の中でも前向きに考えてくださっているということ、すごく有り難いなというふうに思っています。ありがとうございます。
- 山縣教育指導課長 ありがとうございます。運動会だけじゃなくて、今回は移動教室や修学旅行も、スキー教室等も中止にいたしました。学校によっては校庭でキャンプファイヤーをしたりとかいろんな工夫をしながら、子どもたちの意見を取り上げながらやっていて、それについて保護者から教育委員会のほうに強い何か御意見をいただくようなこともありませんので、そういった部分では、この現状を御理解いただいて、子どもたちのことも大切にしながら市民の皆様方も進めていただいているのかなというふうに理解しているところでございます。

以上でございます。

- 木村教育長 ほかに質疑はございませんか。――質疑を終結します。

以上でその他を終わります。

では、以上をもちまして令和2年西東京市教育委員会第11回定例会を閉会します。ありがとうございました。

午 後 2 時 42 分 閉 会

西東京市教育委員会会議規則第29条の規定によりここに署名する。

西東京市教育委員会教育長

署 名 委 員